

調査・測量・設計業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)							新条文								
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
						表紙	追加							表紙	この共通仕様書は特に記載がある場合を除き、農林水産省（地質・土質調査、測量、設計）業務共通仕様書に準拠する。ただし、「用語の定義」及び「打合せ等」の一部、「修補」、「条件変更等」、「守秘義務」並びに「暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置」の各条項については、「暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置」の各条項については、国土交通省（地質調査、測量、土木設計）業務共通仕様書に準拠する。 アンダーラインは栃木県独自の規定を示す。

1 地質・土質調査業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)										新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文				
							監督員								監督職員				
							検査員								検査職員				
1	1	2	1			用語の定義	追加	1	1	2	1			用語の定義	<p>(4) 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承認または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>(5) 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承認または協議（重要なものおよび軽微なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務、および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>(6) 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承認または協議で軽微なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>(以下、号番号を昇順)</p> <p>(9) 「担当技術者」とは、業務主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>(11) 「契約書」とは、別冊の「栃木県建設工事関連業務委託事務処理要領」に定める栃木県業務委託契約書をいう。</p>				
1	1	2	1			用語の定義	(24) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。また、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。	1	1	2	1			用語の定義	(29) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。また、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。				
1	1	6	3			業務主任技術者	3 業務主任技術者は、調査業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者、又はこの部門の実務経験10年以上の者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。	1	1	6	3			業務主任技術者	3 業務主任技術者は、調査業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。				

1 地質・土質調査業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)										新条文												
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文							
							新設							1	1	7					担当技術者	第1-7条 担当技術者 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(業務主任技術者と兼務するものを除く) 2 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。 (以下、条番号を昇順)
1	1	7	1			提出書類	受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類は除く。	1	1	8	1				提出書類	受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類は除く。						
1	1	8				打合せ等	調査業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 2 業務主任技術者と監督員は、調査業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。 3 業務主任技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。	1	1	9				打合せ等	調査業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて書面を作成し、共有しなければならない。 2 業務主任技術者と監督員は、調査業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。 3 業務主任技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。 4 打合せ(対面)の回数は、特記仕様書による。 5 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1及び「ウィークリースタンス」※2に努める。ただし、災害復旧等の緊急を要する業務は除く。 ※1ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることを行う。 ※2ウィークリースタンスとは、以下のことを指す。 ①発注者は、金曜日に翌週月曜日期限の依頼を行うなど、適正な作業時間が確保できない依頼を行わない。(フライデー・ノーリクエスト、マンデー・ノーピリオド) ②受発注者とも業務時間外に掛かる恐れのある時間に、打合をを設定しない。(ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティング) ③受発注者とも退社・退庁時刻以降の電話連絡を行わない。また水曜日の定時退庁に努める。(イブニング・ノーリクエスト、ウェンズデー・ホーム)							
1	1	9	1			業務計画書	受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。	1	1	10	1			業務計画書	受注者は、契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。							

1 地質・土質調査業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)						新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1	1	9	2			業務計画書	なお、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-31条安全等の確保、第1-36条個人情報の取扱い及び第1-37条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。	1	1	10	2			業務計画書	なお、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-32条安全等の確保、第1-37条個人情報の取扱い及び第1-38条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。
1	1	10				業務実績データの作成及び登録	受注者は、委託料が100万円以上の業務について、当初契約、変更契約、業務完了及び業務訂正時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出するものとする。また、速やかにAGRISセンターから送付される「業務実績登録通知」を監督員に提出しなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下のとおり行うものとする。 (1)当初契約時、変更契約時は、契約締結日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督員に提出する。 (2)業務完了時は、業務完了報告書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督員に提出するものとし、業務訂正時の登録は適宜行うものとする。 (3)変更時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 3 受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。	1	1	11			業務実績データの作成及び登録	受注者は、委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。 2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。 (1)受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。 (2)登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日間以内とする。ただし、変更時と完了時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。 (3)完了時は、業務完了報告書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。 3 受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。	
1	1	11	2			土地への立入り等	2 受注者は、調査業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者又は占有者の許可を得るものとする。	1	1	12	2			土地への立入り等	2 受注者は、調査業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
1	1	15	1			調査業務等の管理	受注者は、調査業務等の管理を栃木県農政部が定める「土木工事施工管理基準」(平成27年度版)の別表2の「1共通工事、1.一般」の撮影記録による出来形管理に準拠して行い、その記録を監督員に提出しなければならない。	1	1	16	1			調査業務等の管理	受注者は、調査業務等の管理を栃木県農政部が定める「土木工事施工管理基準」の別表2の「1共通工事、1.一般」、「14フィルダム、5.グラウトボーリング」の撮影記録による出来形管理に準拠して行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。
1	1	16	4			成果物の提出	4 受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体で提出するものとする。 また、当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム(農林水産省農業農村整備事業版)」(http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html)等によりチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイルス対策を実施するものとする。	1	1	17	4			成果物の提出	4 受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン(案)―農政部における電子納品の取扱い(栃木県)及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)」(以下「ガイドライン」という。))に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。
1	1	18	1			検査	受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。	1	1	19	1			検査	受注者は、契約書第33条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督職員に提出していなければならない。

1 地質・土質調査業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)										新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文				
1	1	18	2			検査	2 発注者は、調査業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。 この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。 この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。	1	1	19	2			検査	2 発注者は、調査業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。 この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。 この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。				
1	1	18	3			検査	3 検査員は、監督員及び業務主任技術者の立会の上、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 調査業務等成果物の検査 (2) 調査業務等管理状況の検査 調査業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、成果物の提出が電子納品の場合の検査は、「電子納品運用に関するガイドライン」によるものとする。	1	1	19	3			検査	3 検査職員は、監督職員及び業務主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 調査業務等成果物の検査 (2) 調査業務等管理状況の検査 調査業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については、「ガイドライン」を参考にするものとする。				
1	1	19				修補	検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。 2 受注者は、検査員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。 3 検査員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査員の指示に従うものとする。	1	1	20				修補	検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合受注者は異議申し立てができるものとする。 2 受注者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。 3 検査職員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査職員の指示に従うものとする。 4 検査職員が示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第33条第2項の規定に基づき検査結果を受注者に通知するものとする。				
1	1	21	1			条件変更等	契約書第19条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 2 監督員が受注者に対して契約書第19条、第20条及び第22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。	1	1	22	1			条件変更等	監督員が受注者に対して調査業務等の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「調査業務等の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。 なお、「予期することのできない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第1-15条第1項に定める現地への立ち入りが不可能になった場合 (2) 天災その他の不可抗力による損害 (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合				
1	1	22	1	4		契約変更	(4) 契約書第31条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合	1	1	23	1	4		契約変更	(4) 契約書第32条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合				
1	1	22	2	1		契約変更	(1) 第1-21条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事項	1	1	23	2	1		契約変更	(1) 第1-22条の規定に基づき、監督職員が受注者に指示した事項				

1 地質・土質調査業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)							新条文								
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1	1	23				履行期間の変更	3 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4 契約書第24条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	1	1	24				履行期間の変更	3 受注者は、契約書第24条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4 契約書第25条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。
1	1	24	1			一時中止	発注者は、契約書第21条第1項の規定により、以下の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、調査業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による調査業務等の中断については、第1-32条 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	25	1			一時中止	発注者は、契約書第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、調査業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による調査業務等の中断については、第1-33条 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
1	1	25	1			発注者の賠償責任	発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。 (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合	1	1	26	1			発注者の賠償責任	発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。 (1) 契約書第29条に規定する一般的損害、契約書第30条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合
1	1	26	1			受注者の賠償責任	受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第41条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合 (3) 受注者の責により損害が生じた場合	1	1	27	1			受注者の賠償責任	受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第29条に規定する一般的損害、契約書第30条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第44条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合 (3) 受注者の責により損害が生じた場合
1	1	27	1			部分使用	発注者は、以下の各号に掲げる場合には、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	1	1	28	1			部分使用	発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第35条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

1 地質・土質調査業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)						新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1	1	28				再委託	<p>契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、以下の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1) 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受注者は、調査業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理のもとに調査業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者が「栃木県建設工事等関連業務委託事務処理要領」に基づく入札参加資格者である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。</p>	1	1	29			再委託	<p>契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1) 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2 契約書第8条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4 地方自治法第234条第2項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争が許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。</p> <p>5 受注者は、調査業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理のもとに調査業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、栃木県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は栃木県の指名停止期間中であってはならない。</p>	
1	1	30				守秘義務	<p>受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>ただし、成果物の公表に際しての守秘義務について、第1-29条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。</p> <p>2 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は、譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を第1-9条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p> <p>4 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。</p> <p>5 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p> <p>6 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。</p>	1	1	31			守秘義務	<p>受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を第1-10条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p> <p>4 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</p> <p>5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転写等しないこと。</p> <p>6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。</p>	
1	1	33	1			履行報告	<p>受注者は、契約書第16条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	1	1	34	1		履行報告	<p>受注者は、契約書第16条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	

1 地質・土質調査業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)						新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1	1	35				暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	<p>栃木県が発注する建設工事に係る調査等業務（以下「発注業務」という）において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合は、断固してこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。</p> <p>2 1により警察に通報を行い、必要な協力をを行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</p> <p>3 発注業務において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。</p>	1	1	36				暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	<p>受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固してこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。</p> <p>2 1により警察に通報又は、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。</p> <p>3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</p> <p>4 暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</p>
1	1	36				個人情報の取扱い	<p>発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び「栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）」、その他、個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止、その他、個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。</p> <p>3 受注者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。</p> <p>4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。</p> <p>5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。</p>	1	1	37			個人情報の取扱い	<p>受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3 取得の制限 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>5 複写等の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p>	

1 地質・土質調査業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)						新条文										
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文	
1	1	36				個人情報の取扱い	<p>6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第3者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。</p> <p>7 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生又は発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が破棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。</p>	1	1	37					個人情報の取扱い	<p>6 再委託の禁止及び再委託時の措置 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。 なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>7 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。 なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p>
1	1	36				個人情報の取扱い	<p>9 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。</p> <p>10 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1-9条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>	1	1	37					個人情報の取扱い	<p>9 管理の確認等 (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。 なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等による確認し、発注者に報告するものとする。 (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>10 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1-10条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>
1	1	37	1			行政情報流出防止対策の強化	<p>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1-9条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p>	1	1	38	1				行政情報流出防止対策の強化	<p>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1-10条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p>
1	1	37	2			行政情報流出防止対策の強化	<p>(電子情報の管理体制の確保) (1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1-9条で示す業務計画書に記載するものとする。</p>	1	1	38	2				行政情報流出防止対策の強化	<p>(電子情報の管理体制の確保) (1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1-10条で示す業務計画書に記載するものとする。</p>

1 地質・土質調査業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)										新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文				
4	6						第6節 孔内載荷試験	4	6						第6節 孔内載荷試験 (プレッシャーメータ試験・ポアホールジャッキ試験)				
5	3						第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験	5	3						第3節 機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験				
5	3	7		2		成果物	(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用し、J I S A 1 2 2 0に準拠して作成するものとする。	5	3	7		2		成果物	(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して、J I S A 1 2 2 0に準拠して整理するものとする。				
5	5						第5節 スウェーデン式サウンディング試験	5	5						第5節 スクリューウェイト貫入試験 (スウェーデン式サウンディング試験)				
6	2	2	2			ラベル	採取月日 平成 年 月 日	6	2	2	2			ラベル	採取月日 年 月 日				
7		1	2			目的	2 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり等を除くものとする。	7		1	2			目的	2 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。				
9		4		3		成果物	追加	9		4		3		成果物	(3) 地すべり調査に当たっては、地すべり面、粘土の厚さ、含水の状況、擦痕の有無、地すべり面の方向等 (以下、号番号を昇順)				
10	2	3	2			調査方法	2 揚水量は、主に三角堰により測定する。又、三角堰から越流した水が井戸に逆流しないように排水施設を整えるものとする。	10	2	3	2			調査方法	2 揚水量は、主に三角堰により測定する。また、三角堰から越流した水が井戸に逆流しないように排水施設を整えるものとする。				
11		1				試験法	(1) 土質試験のための乱した土の試料調整方法 J I S A 1 2 0 1 (2) ~ (8) 略 (9) 土懸濁液のpH試験方法 J G S T 2 1 1 (10) 土の有機炭素含有量試験方法 J G S T 2 3 1 (11) ~ (15) 略 (16) 土の三軸圧縮試験方法 J G S T 5 2 1 ~ 5 2 4	11		1				試験法	(1) 土質試験のための乱した土の試料調製方法 J I S A 1 2 0 1 (2) ~ (8) 略 (9) 土懸濁液のpH試験方法 J G S 2 1 1 (10) 土の有機炭素含有量試験方法 J G S 2 3 1 (11) ~ (15) 略 (16) 土の三軸圧縮試験方法 J G S 5 2 1 ~ 5 2 4				

2 測量業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)										新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文				
							監督員								監督職員				
							検査員								検査職員				
		3	1			用語の定義	追加			3	1			用語の定義	<p>(4) 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承認または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>(5) 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承認または協議（重要なものおよび軽微なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務、および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>(6) 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承認または協議で軽微なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>(以下、号番号を昇順)</p> <p>(9) 「担当技術者」とは、業務主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>(11) 「契約書」とは、別冊の「栃木県建設工事関連業務委託事務処理要領」に定める栃木県業務委託契約書をいう。</p>				
		3	1			用語の定義	(24) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。また、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。			3	1			用語の定義	(29) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。また、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。				
							新設			8				担当技術者	<p>第8条 担当技術者</p> <p>受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（業務主任技術者と兼務するものを除く）</p> <p>2 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>(以下、条番号を昇順)</p>				
		8	1			提出書類	受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類は除く。			9	1			提出書類	受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類は除く。				

2 測量業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)						新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
		9				打合せ等	<p>測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2 業務主任技術者と監督員は、測量業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 業務主任技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。</p>			10				打合せ等	<p>測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて書面を作成し、共有しなければならない。</p> <p>2 業務主任技術者と監督員は、測量業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 業務主任技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。</p> <p>4 打合せ(対面)の回数は、特記仕様書による。</p> <p>5 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1及び「ウィークリースタンス」※2に努める。ただし、災害復旧等の緊急を要する業務は除く。</p> <p>※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることを行う。</p> <p>※2 ウィークリースタンスとは、以下のことを指す。</p> <p>①発注者は、金曜日に翌週月曜日期限の依頼を行うなど、適正な作業時間が確保できない依頼を行わない。(フライデー・ノーリクエスト、マンデー・ノーピリオド)</p> <p>②受発注者とも業務時間外に掛かる恐れのある時間に、打合をを設定しない。(ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティング)</p> <p>③受発注者とも退社・退庁時刻以降の電話連絡を行わない。また水曜日の定時退庁に努める。(イブニング・ノーリクエスト、ウェンズデー・ホーム)</p>
		10	1			業務計画書	<p>受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>			11	1			業務計画書	<p>受注者は、契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>
		10	2			業務計画書	<p>なお、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-31条安全等の確保、第1-36条個人情報の取扱い及び第1-37条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p>			11	2			業務計画書	<p>なお、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、第1-32条安全等の確保、第1-37条個人情報の取扱い及び第1-38条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p>
		11				業務実績データの作成及び登録	<p>受注者は、委託料が100万円以上の業務について、当初契約、変更契約、業務完了及び業務訂正時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出するものとする。また、速やかにAGRISセンターから送付される「業務実績登録通知」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1)当初契約時、変更契約時は、契約締結日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督員に提出する。</p> <p>(2)業務完了時は、業務完了報告書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督員に提出するものとし、業務訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p>(3)変更時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>3 受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>			12			業務実績データの作成及び登録	<p>受注者は、委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。</p> <p>(1)受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。</p> <p>(2)登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日間以内とする。ただし、変更時と完了時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p> <p>(3)完了時は、業務完了報告書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p>3 受注者が公益法人の場合は登録を省略できるものとする。</p>	

2 測量業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)						新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
		12				資料の貸与及び返却	<p>監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p>2 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料の必要がなくなった場合には、ただちに監督員に返却しなければならない。</p>			13				資料の貸与及び返却	<p>監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p>2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに監督職員に返却しなければならない。</p>
		13				関係官公庁等への手続き	追加			14				関係官公庁等への手続き	<p>3 受注者は、測量法第三十六条（計画書についての助言）、第三十七条（公共測量の表示等）、第三十九条（基本測量に関する規定の準用）における届出に必要な資料を作成して監督職員に提出しなければならない。</p>
		15	2			土地への立入り等	<p>2 受注者は、測量業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者又は占有者の許可を得るものとする。</p>			16	2			土地への立入り等	<p>2 受注者は、測量業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。</p>
		15				土地への立入り等	追加			16				土地への立入り等	(参考) 身分証明書の様式については、測量法施行規則第1条の2による。
		17	3			成果物の提出	<p>3 受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体で提出するものとする。</p> <p>また、当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」（http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html）等によりチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウィルス対策を実施するものとする。</p>			18	3			成果物の提出	<p>4 受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン（案）－農政部における電子納品の取扱い」（栃木県）及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。</p> <p>「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。</p>
		19	1			検査	<p>受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していただかなければならない。</p>			20	1			検査	<p>受注者は、契約書第33条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督職員に提出していただかなければならない。</p>
		19	2			検査	<p>2 発注者は、調査業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。</p> <p>この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。</p> <p>この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。</p>			20	2			検査	<p>2 発注者は、調査業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。</p> <p>この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。</p>
		19	3			検査	<p>3 検査員は、監督員及び業務主任技術者の立会の上、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 調査業務等成果物の検査</p> <p>(2) 調査業務等管理状況の検査</p> <p>調査業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>なお、成果物の提出が電子納品の場合の検査は、「電子納品運用に関するガイドライン」によるものとする。</p>			20	3			検査	<p>3 検査職員は、監督職員及び業務主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 調査業務等成果物の検査</p> <p>(2) 調査業務等管理状況の検査</p> <p>調査業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>なお、電子納品の検査時の対応については、「ガイドライン」を参考にするものとする。</p>

2 測量業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)						新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
		20				修補	<p>検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>2 受注者は、検査員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。</p> <p>3 検査員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査員の指示に従うものとする。</p>			21				修補	<p>検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合受注者は異議申し立てができるものとする。</p> <p>2 受注者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。</p> <p>3 検査職員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4 検査職員が示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第33条第2項の規定に基づき検査結果を受注者に通知するものとする。</p>
		21	1			条件変更等	<p>契約書第19条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2 監督員が受注者に対して契約書第19条、第20条及び第22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p>			22	1			条件変更等	<p>監督員が受注者に対して調査業務等の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「調査業務等の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。</p> <p>なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。</p> <p>(1) 第16条第1項に定める現地への立ち入りが不可能になった場合</p> <p>(2) 天災その他の不可抗力による損害</p> <p>(3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合</p>
		22	1	4		契約変更	<p>(4) 契約書第31条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p>			23	1	4		契約変更	<p>(4) 契約書第32条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p>
		22	2	1		契約変更	<p>(1) 第21条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事項</p>			23	2	1		契約変更	<p>(1) 第22条の規定に基づき、監督職員が受注者に指示した事項</p>
		23				履行期間の変更	<p>3 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 契約書第24条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>			24				履行期間の変更	<p>3 受注者は、契約書第24条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 契約書第25条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>
		24	1			一時中止	<p>発注者は、契約書第21条第1項の規定により、以下の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、調査業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による調査業務等の中断については、第32条 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>			25	1			一時中止	<p>発注者は、契約書第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、調査業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による調査業務等の中断については、第33条 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>
		25	1			発注者の賠償責任	<p>発注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p>			26	1			発注者の賠償責任	<p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) 契約書第29条に規定する一般的損害、契約書第30条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p>

2 測量業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)						新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
		26	1			受注者の賠償責任	受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第41条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合 (3) 受注者の責により損害が生じた場合			27	1			受注者の賠償責任	受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第29条に規定する一般的損害、契約書第30条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第44条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合 (3) 受注者の責により損害が生じた場合
		27	1			部分使用	発注者は、以下の各号に掲げる場合には、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。			28	1			部分使用	発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第35条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
		28				再委託	契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、以下に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 (1) 測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。 3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。 4 受注者は、測量業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量業務等の実施について適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が「栃木県建設工事等関連業務委託事務処理要領」に基づく入札参加資格者である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。			29			再委託	契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 (1) 測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 2 契約書第8条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。 3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。 4 地方自治法第234条第2項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争が許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めるときは、この限りではない。 5 受注者は、測量業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量業務等の実施について適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければならない。 なお、協力者は、栃木県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は栃木県の指名停止期間中であってはならない。	
		30				守秘義務	受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。 ただし、成果物の公表に際しての守秘義務について、第1-29条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。 2 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は、譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を第1-9条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。 4 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。 5 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。 6 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。			31			守秘義務	受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。 2 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を第1-10条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。 4 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転写等しないこと。 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。	

2 測量業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)						新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
		33	1			履行報告	受注者は、契約書第16条の規定に基づき、 履行状況報告 を作成し、 監督員 に提出しなければならない。			34	1			履行報告	受注者は、契約書第16条の規定に基づき、 履行報告書 を作成し、 監督職員 に提出しなければならない。
		35				暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	栃木県が発注する建設工事に係る測量等業務（以下「発注業務」という）において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合は、断固してこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 2 1により警察に通報を行い、必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。 3 発注業務において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。			36				暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固してこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 2 1により警察に通報又は、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。 3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。 4 暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。
		36				個人情報の取扱い	発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び「栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）」、その他、個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止、その他、個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。 2 受注者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。 3 受注者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。 4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。 5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。			37				個人情報の取扱い	受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。 2 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 3 取得の制限 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。 4 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 5 複写等の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

2 測量業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)						新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
		36				個人情報の取扱い	<p>6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。</p> <p>7 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生又は発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複製物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が破棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。</p>			37				個人情報の取扱い	<p>6 再委託の禁止及び再委託時の措置 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。 なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>7 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。 なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p>
		36				個人情報の取扱い	<p>9 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。</p> <p>10 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第10条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>			37				個人情報の取扱い	<p>9 管理の確認等 (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。 なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等による確認し、発注者に報告するものとする。 (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>10 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第11条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>
		37	1			行政情報流出防止対策の強化	<p>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第10条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p>			38	1			行政情報流出防止対策の強化	<p>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第11条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p>
		37	2			行政情報流出防止対策の強化	<p>(電子情報の管理体制の確保) (1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第10条で示す業務計画書に記載するものとする。</p>			38	2			行政情報流出防止対策の強化	<p>(電子情報の管理体制の確保) (1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第11条で示す業務計画書に記載するものとする。</p>

3 設計業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)							新条文								
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
							監督員								監督職員
							検査員								検査職員
1	1	2	1			用語の定義	追加	1	1	2	1			用語の定義	<p>(4) 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承認または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>(5) 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承認または協議（重要なものおよび軽微なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務、および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>(6) 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承認または協議で軽微なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>(以下、号番号を昇順)</p> <p>(10) 「担当技術者」とは、業務主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>(12) 「契約書」とは、別冊の「栃木県建設工事関連業務委託事務処理要領」に定める栃木県業務委託契約書をいう。</p>
1	1	2	1			用語の定義	(26) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。また、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。	1	1	2	1			用語の定義	(30) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。また、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
1	1	9	1			提出書類	受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類は除く。	1	1	9	1			提出書類	受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類は除く。

3 設計業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)							新条文								
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1	1	10				打合せ等	<p>設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2 業務主任技術者と監督員は、設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 業務主任技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。</p>	1	1	10			打合せ等	<p>設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて書面を作成し、共有しなければならない。</p> <p>2 業務主任技術者と監督職員は、設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 業務主任技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4 打合せ(対面)の回数は、特記仕様書による。</p> <p>5 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1及び「ウィークリースタンス」※2に努める。ただし、災害復旧等の緊急を要する業務は除く。</p> <p>※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>※2 ウィークリースタンスとは、以下のことを指す。</p> <p>①発注者は、金曜日に翌月曜日期限の依頼を行うなど、適正な作業時間が確保できない依頼を行わない。(フライデー・ノーリクエスト、マンデー・ノーピリオド)</p> <p>②受発注者とも業務時間外に掛かる恐れのある時間に、打合をを設定しない。(ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティング)</p> <p>③受発注者とも退社・退庁時刻以降の電話連絡を行わない。また水曜日の定時退庁に努める。(イブニング・ノーリクエスト、ウェンズデー・ホーム)</p>	
1	1	11	1			業務計画書	受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、 監督員 に提出しなければならない。	1	1	11	1			業務計画書	受注者は、契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、 監督職員 に提出しなければならない。
1	1	12				業務実績データの作成及び登録	<p>受注者は、委託料が100万円以上の業務について、当初契約、変更契約、業務完了及び業務訂正時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出するものとする。また、速やかにAGRISセンターから送付される「業務実績登録通知」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 当初契約時、変更契約時は、契約締結日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督員に提出する。</p> <p>(2) 業務完了時は、業務完了報告書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督員に提出するものとし、業務訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p>(3) 変更時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	1	1	12			業務実績データの作成及び登録	<p>受注者は、委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日間以内とする。ただし、変更時と完了時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p> <p>(3) 完了時は、業務完了報告書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p>	
1	1	16	2			土地への立入り等	2 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ 監督員 に報告するものとし、報告を受けた 監督員 は当該土地所有者又は占有者の許可を得るものとする。	1	1	16	2			土地への立入り等	2 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ 監督職員 に報告するものとし、報告を受けた 監督職員 は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

3 設計業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)							新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文	
1	1	17	4			成果物の提出	3 受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体で提出するものとする。 また、当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム(農林水産省農業農村整備事業版)」(http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html)等によりチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイルス対策を実施するものとする。	1	1	17	4				成果物の提出	4 受注者は、「電子納品運用に関するガイドライン(案)ー農政部における電子納品の取扱い(栃木県)及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)」(以下「ガイドライン」という。))に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。
1	1	19	1			検査	受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。	1	1	19	1				検査	受注者は、契約書第33条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督職員に提出していなければならない。
1	1	19	2			検査	2 発注者は、調査業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。 この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。 この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。	1	1	19	2				検査	2 発注者は、調査業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。 この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。 この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。
1	1	19	3			検査	3 検査員は、監督員及び業務主任技術者の立会の上、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 設計業務等成果物の検査 (2) 設計業務等管理状況の検査 設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、成果物の提出が電子納品の場合の検査は、「電子納品運用に関するガイドライン」によるものとする。	1	1	19	3				検査	3 検査職員は、監督職員及び業務主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 設計業務等成果物の検査 (2) 設計業務等管理状況の検査 設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については、「ガイドライン」を参考にするものとする。
1	1	20				修補	検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。 2 受注者は、検査員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。 3 検査員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査員の指示に従うものとする。	1	1	20					修補	検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合受注者は異議申し立てができるものとする。 2 受注者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。 3 検査職員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査職員の指示に従うものとする。 4 検査職員が示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第33条第2項の規定に基づき検査結果を受注者に通知するものとする。
1	1	21	1			条件変更等	契約書第19条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 2 監督員が受注者に対して契約書第19条、第20条及び第22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。	1	1	21	1				条件変更等	監督員が受注者に対して設計業務等の内容の変更又は設計図書の訂正(以下「設計業務等の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。 なお、「予期することのできない特別な状態」とは以下のものをいう。 (1) 第1-16条第1項に定める現地への立ち入り不可能になった場合 (2) 天災その他の不可抗力による損害 (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

3 設計業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)							新条文								
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1	1	22	1	4		契約変更	(4) 契約書第31条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合	1	1	23	1	4		契約変更	(4) 契約書第32条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合
1	1	22	2	1		契約変更	(1) 第1-20条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事項	1	1	23	2	1		契約変更	(1) 第1-21条の規定に基づき、監督職員が受注者に指示した事項
1	1	23				履行期間の変更	3 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4 契約書第24条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	1	1	24				履行期間の変更	3 受注者は、契約書第24条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4 契約書第25条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。
1	1	25	1			発注者の賠償責任	発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。 (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合	1	1	25	1			発注者の賠償責任	発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。 (1) 契約書第29条に規定する一般的損害、契約書第30条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合
1	1	26	1			受注者の賠償責任	受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第41条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合 (3) 受注者の責により損害が生じた場合	1	1	26	1			受注者の賠償責任	受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第29条に規定する一般的損害、契約書第30条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第44条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合 (3) 受注者の責により損害が生じた場合
1	1	27	1			部分使用	発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	1	1	27	1			部分使用	発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第35条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
1	1	28				再委託	契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。 3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。 4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が「栃木県建設工事等関連業務委託事務処理要領」に基づく入札参加資格者である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。	1	1	28			再委託	契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断 2 契約書第8条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。 3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。 4 地方自治法第234条第2項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争が許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。 5 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。 なお、協力者は、栃木県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は栃木県の指名停止期間中であってはならない。	

3 設計業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)							新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文	
1	1	30				守秘義務	受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。 ただし、成果物の公表に際しての守秘義務について、第1-29条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。 4 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。 5 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。 6 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。	1	1	30					守秘義務	受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。 4 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転写等しないこと。 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
1	1	33	1			履行報告	受注者は、契約書第16条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。	1	1	33	1			履行報告	受注者は、契約書第16条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	
1	1	35				暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	栃木県が発注する建設工事に係る調査等業務（以下「発注業務」という）において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合は、断固してこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 2 1により警察に通報を行い、必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。 3 発注業務において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。	1	1	35				暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固してこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 2 1により警察に通報又は、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。 3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。 4 暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。	

3 設計業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)						新条文									
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1	1	36				個人情報の取扱い	<p>発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び「栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）」、その他、個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止、その他、個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。</p> <p>3 受注者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。</p> <p>4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。</p> <p>5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。</p>	1	1	36				個人情報の取扱い	<p>1 基本的事項 受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3 取得の制限 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>5 複写等の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p>
1	1	36				個人情報の取扱い	<p>6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。</p> <p>7 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生又は発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が破棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。</p>	1	1	36				個人情報の取扱い	<p>6 再委託の禁止及び再委託時の措置 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。 なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>7 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。 なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p>

3 設計業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)							新条文								
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文
1	1	36				個人情報の取扱い	<p>9 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。</p> <p>10 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1-11条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>	1	1	37				個人情報の取扱い	<p>9 管理の確認等 (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。 なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等による確認し、発注者に報告するものとする。 (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>10 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1-11条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>
2		4				設計業務の条件	<p>11 受注者は、設計にあたって「公共事業コスト削減行動計画2010」(栃木県)による総合的なコスト削減を目指すものとする。</p> <p>12 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル素材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。</p> <p>13 受注者は、「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年5月法律第100号)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。</p> <p>14 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月法律第104号)に基づき、再資源化の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</p>	2		4				設計業務の条件	<p>旧第11項は削る。 旧第12~14項は、新2-6条第1~3項へ移行する。</p>
						新設		2		6				環境配慮の条件	<p>第2-6条 環境配慮の条件(国土交通省仕様書準拠) 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル素材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。 2 受注者は、「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年5月法律第100号)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。 3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月法律第104号)に基づき、再資源化の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。 4 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。</p>
						新設		2		7				維持管理への配慮	<p>第2-7条 維持管理への配慮(国土交通省仕様書準拠) 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。</p>

3 設計業務共通仕様書新旧対照表

現行条文(平成30(2018)年版)						新条文																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	現行条文	章	節	条	項	号	頁	編章節条 (項見出し)	新条文																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2						参考図書一 覧表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>発</th> <th>行</th> <th>所</th> <th>名</th> <th>備</th> <th>考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土地改良事業計画設計基準</td><td></td><td>農業農村工学会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地改良事業計画指針</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地改良事業設計指針</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地改良事業標準設計</td><td></td><td>農業農村整備情報総合センター</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート標準示方書</td><td></td><td>土木学会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>道路構造令の解説と運用</td><td></td><td>日本道路協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>改定 解説・河川管理施設等構造令</td><td></td><td>日本河川協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>解説 電気設備の技術基準</td><td></td><td>経済産業省資源エネルギー庁</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ダム設計基準</td><td></td><td>日本大ダム会議</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>舗装の構造に関する技術基準・同解説</td><td></td><td>日本道路協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>舗装設計施工指針</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>舗装施工便覧</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>道路橋示方書・同解説</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>防護柵の設置基準・同解説</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>トンネル標準示方書・同解説</td><td></td><td>土木学会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水門鉄管技術基準</td><td></td><td>水門鉄管協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造物計画設計技術指針</td><td></td><td>農業土木事業協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電気設備計画設計技術指針</td><td></td><td>農業土木機械化協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水管理制御方式技術指針</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土木工事共通仕様書・施設機械工事等共通仕様書</td><td></td><td>全国農村振興技術連盟</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土木工事施工管理基準</td><td></td><td>農業土木事業協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土木製図基準</td><td></td><td>土木学会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名	称	発	行	所	名	備	考	土地改良事業計画設計基準		農業農村工学会						土地改良事業計画指針		〃						土地改良事業設計指針		〃						土地改良事業標準設計		農業農村整備情報総合センター						コンクリート標準示方書		土木学会						道路構造令の解説と運用		日本道路協会						改定 解説・河川管理施設等構造令		日本河川協会						解説 電気設備の技術基準		経済産業省資源エネルギー庁						ダム設計基準		日本大ダム会議						舗装の構造に関する技術基準・同解説		日本道路協会						舗装設計施工指針		〃						舗装施工便覧		〃						道路橋示方書・同解説		〃						防護柵の設置基準・同解説		〃						トンネル標準示方書・同解説		土木学会						水門鉄管技術基準		水門鉄管協会						鋼構造物計画設計技術指針		農業土木事業協会						電気設備計画設計技術指針		農業土木機械化協会						水管理制御方式技術指針		〃						土木工事共通仕様書・施設機械工事等共通仕様書		全国農村振興技術連盟						土木工事施工管理基準		農業土木事業協会						土木製図基準		土木学会						2					参考図書一 覧表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>発</th> <th>行</th> <th>所</th> <th>名</th> <th>備</th> <th>考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土地改良事業計画設計基準</td><td></td><td>農業農村工学会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地改良事業計画指針</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地改良事業設計指針</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地改良事業標準設計</td><td></td><td>農業農村整備情報総合センター</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート標準示方書</td><td></td><td>土木学会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>道路構造令の解説と運用</td><td></td><td>日本道路協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>改定 解説・河川管理施設等構造令</td><td></td><td>日本河川協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>解説 電気設備の技術基準</td><td></td><td>経済産業省資源エネルギー庁</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ダム設計基準</td><td></td><td>日本大ダム会議</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>舗装の構造に関する技術基準・同解説</td><td></td><td>日本道路協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>舗装設計施工指針</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>舗装施工便覧</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>道路橋示方書・同解説</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>防護柵の設置基準・同解説</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>トンネル標準示方書・同解説</td><td></td><td>土木学会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水門鉄管技術基準</td><td></td><td>水門鉄管協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造物計画設計技術指針</td><td></td><td>農業土木事業協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電気設備計画設計技術指針</td><td></td><td>農業土木機械化協会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水管理制御方式技術指針</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土木工事共通仕様書</td><td></td><td>栃木県農政部</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>施設機械工事等共通仕様書</td><td></td><td>全国農村振興技術連盟</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土木工事施工管理基準</td><td></td><td>栃木県農政部</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土木製図基準</td><td></td><td>土木学会</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名	称	発	行	所	名	備	考	土地改良事業計画設計基準		農業農村工学会						土地改良事業計画指針		〃						土地改良事業設計指針		〃						土地改良事業標準設計		農業農村整備情報総合センター						コンクリート標準示方書		土木学会						道路構造令の解説と運用		日本道路協会						改定 解説・河川管理施設等構造令		日本河川協会						解説 電気設備の技術基準		経済産業省資源エネルギー庁						ダム設計基準		日本大ダム会議						舗装の構造に関する技術基準・同解説		日本道路協会						舗装設計施工指針		〃						舗装施工便覧		〃						道路橋示方書・同解説		〃						防護柵の設置基準・同解説		〃						トンネル標準示方書・同解説		土木学会						水門鉄管技術基準		水門鉄管協会						鋼構造物計画設計技術指針		農業土木事業協会						電気設備計画設計技術指針		農業土木機械化協会						水管理制御方式技術指針		〃						土木工事共通仕様書		栃木県農政部						施設機械工事等共通仕様書		全国農村振興技術連盟						土木工事施工管理基準		栃木県農政部						土木製図基準		土木学会					
名	称	発	行	所	名	備	考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
土地改良事業計画設計基準		農業農村工学会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土地改良事業計画指針		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土地改良事業設計指針		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土地改良事業標準設計		農業農村整備情報総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
コンクリート標準示方書		土木学会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
道路構造令の解説と運用		日本道路協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
改定 解説・河川管理施設等構造令		日本河川協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
解説 電気設備の技術基準		経済産業省資源エネルギー庁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
ダム設計基準		日本大ダム会議																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
舗装の構造に関する技術基準・同解説		日本道路協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
舗装設計施工指針		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
舗装施工便覧		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
道路橋示方書・同解説		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
防護柵の設置基準・同解説		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
トンネル標準示方書・同解説		土木学会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
水門鉄管技術基準		水門鉄管協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
鋼構造物計画設計技術指針		農業土木事業協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
電気設備計画設計技術指針		農業土木機械化協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
水管理制御方式技術指針		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土木工事共通仕様書・施設機械工事等共通仕様書		全国農村振興技術連盟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土木工事施工管理基準		農業土木事業協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土木製図基準		土木学会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
名	称	発	行	所	名	備	考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
土地改良事業計画設計基準		農業農村工学会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土地改良事業計画指針		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土地改良事業設計指針		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土地改良事業標準設計		農業農村整備情報総合センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
コンクリート標準示方書		土木学会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
道路構造令の解説と運用		日本道路協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
改定 解説・河川管理施設等構造令		日本河川協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
解説 電気設備の技術基準		経済産業省資源エネルギー庁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
ダム設計基準		日本大ダム会議																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
舗装の構造に関する技術基準・同解説		日本道路協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
舗装設計施工指針		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
舗装施工便覧		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
道路橋示方書・同解説		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
防護柵の設置基準・同解説		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
トンネル標準示方書・同解説		土木学会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
水門鉄管技術基準		水門鉄管協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
鋼構造物計画設計技術指針		農業土木事業協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
電気設備計画設計技術指針		農業土木機械化協会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
水管理制御方式技術指針		〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土木工事共通仕様書		栃木県農政部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
施設機械工事等共通仕様書		全国農村振興技術連盟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土木工事施工管理基準		栃木県農政部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土木製図基準		土木学会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				